

日司連発第597号  
平成24年（2012年）7月23日

司法書士会会長 殿

日本司法書士会連合会  
会長 細田 長司

**登記申請時に送信した電子証明書と補正時に送信する電子証明書が異なる場合の取扱い  
について（お知らせ）**

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、標記の件について、法務省民事局民事第二課及び商事課に対し、別紙1及び別紙2のとおり照会を行ったところ、別紙3及び別紙4のとおり回答を得ましたので、お知らせいたします。

なお、平成24年5月22日付日司連発第225号にてICカードの電子証明書を使用した申請についてはファイルの電子証明書による補正はできない旨お知らせしましたが（参考1）、本通知をもって訂正いたします。

以上、貴会会員に周知くださるようお願いいたします。